

## 追悼

### 中山研一先生を追悼する

上野 達彦

#### 1. はじめに—中山先生のソビエト刑法研究の意義

中山研一先生が、2011年7月31日、84歳の生涯を閉じられた。先生は、ソビエト法・刑法研究を志した私たちの世代にとって、導きの存在であった。年齢も私とは20歳の開きがあり、父親より少し若い、いろいろなことを指導戴いた研究上の師であり、人生の先輩であった。私は、先生から研究への姿勢、方法論、課題の設定など「研究のいろは」を学んだ。

中山先生は、膨大な業績を遺しておられる。そのような業績を積み重ねるにあたっては、先生の勤勉で、精力的な研究生活があった。その日常はまさに研究に始まり、研究に終わるという姿勢を崩されなかった。このような先生の姿勢については、「中山研一先生を偲ぶ」文集刊行委員会編著『定刻主義者逝く』（成文堂・2012年）のなかで、多くの方々からの証言がなされている。本稿では、ソビエトおよび社会主義刑法の研究者としての中山先生を悼み、先生が遺されたこの分野の業績の一端を紹介する。

先生の研究生活は、ソビエト刑法および社会主義刑法をわが国に紹介することから始まった。このことについて、中山先生は、ご自身の言によって、次のように述べられている。

「その理由は二つあったように思われる。一つは、学生時代から独学で勉強していたロシア語を生かしてソ連の刑法文献を読み、その内容を明らかにしたいという開拓的な欲求が強く働いていたことであり、他の一つは、日本を含む資本主義の刑法研究にあたって一つの批判的な分析の視点を発見できないかという期待感であったといつてよい。」<sup>(1)</sup>

先生は、わが国において未開拓な研究分野であったソビエト刑法を紹介し、研究を重ねることによって、日本の刑法研究に一矢を放ち、この分野の開拓者・先駆者的立場となることを意識されていた。そして先生の精力的な研究によって、わが国ではじめて未知の膨大な成果が蓄積された。このことが、先生にとってどのような成果をもたらしたであろうか。

先生は、前者について「ソ連の刑法について一定の概観を与え得る程度の蓄積は得られたように思われる。」<sup>(2)</sup>と満足されていた。

これとは別に、資本主義刑法、とりわけ日本刑法学に対する対抗軸としての批判者となり得たかについては、無念さを込めながら次のように述べられている。「資本主義刑法への批判的な視点についても、その外在的な批判の枠組みと歴史的な分析方法にはそれなりの論理的な説得性が見られ、当初は新鮮な魅力が感じられたが、やがてそれ以上の具体的な展開を欠く無内容さが目

につくようになった。」<sup>(3)</sup>

この分野の研究には、政治体制の異なりからくる困難さが絶えずあった。それは、ソビエト刑法研究とは何かという課題である。先生の採られた研究方法は、制度や規範、学者の論文や著作などからの分析であった。しかし、先生の悩みはこの分析を裏付ける実証的な根拠が少なく、とりわけ犯罪統計の入手、裁判や行刑の実態の把握に困難を極めた。

先生は、この間の事情について次のように回顧されている。

「1963年に創立された犯罪学研究所においてすら、ソ連の犯罪状況についての実証的データは得られず、図書館で古い1920年代の文献を調べるのが精一杯であった。」<sup>(4)</sup>

「私はその方向（ソビエトなど社会主義刑法研究－上野）をあえて選んだのは、体制の異なるソ連の刑法が実際にはどのようなものなのか、日本を含む資本主義の刑法とどこが違うのか、という点をできるだけ正確にかつ早く明らかにしたいという強い欲求と使命感のようなものがあつたからだと思います。」<sup>(5)</sup>

しかし、1980年代末期に犯罪統計の公表や行刑の状況が開示されるなど、ソビエト社会の実態が次第に明らかになるにつれて、先生のソビエト刑法への研究動機は当初の輝きを失ってきた。先にも述べたように、例えば犯罪統計の公表はソ連の犯罪実態を解明する有効な手段であったが、そのこととこの社会では犯罪減少を唱える従来の公式見解とのおおきな乖離があつたことをはからずも提示することになった。先生は次のように述べていた。「社会主義の下で犯罪が着実に減少しつつあるという公式の説明の疑問があるかを結果的に示すことになった。」<sup>(6)</sup>

このようなソビエトの状況の変化は先生の研究姿勢にも及び、ソビエト刑法の研究に距離を置かれるようになった。この間の事情について、次のように述べている。

「1950年代以降のソ連や東欧の文献は、刑法の分野でも、1920年代のように、直接ブルジョア法にインパクトを与える力をすでに失っていたように思われる。」<sup>(7)</sup>

そして「90年代以降、とくにソ連邦崩壊後のロシアや東欧の刑事法に関する系統的なフォローは中断してしまった。」<sup>(8)</sup>と、総括されている。

中山先生は、この時期を境にして、ソビエトおよびその他の社会主義刑法に対する関心を次第に消失され、日本の刑法学内に在する種々の理論戦線に参戦することになった。しかもそれは、あたかも東ヨーロッパやソ連の体制が崩壊した時期と符合することになった。皮肉なことと言わざるを得ない。

以下に、中山先生が遺されたソビエト刑法に関する著作のなかから、『ソヴェト刑法』および『増補 ソビエト刑法』、『ソビエト法概論 刑法』を簡単に紹介しておこう。

## 注

(1) 「私の社会主義刑法研究－一つの総括と反省－」『京都大学法学部百周年記念論文集』第2巻 399頁

(2) 同上書

(3) 同上書、399－400頁

(4) 同上書、415頁

(5) 「北陸法学」第7巻4号109頁（2000年）

- (6) 「私の社会主義刑法研究－一つの総括と反省－」（『京都大学法学部百周年記念論文集』第2巻 399頁）
- (7) 同上書、404頁
- (8) 同上書、418頁

## 2. 『ソヴェト刑法』および『増補 ソヴェト刑法』について

中山先生は、同名の論文集として二つの著作、すなわち『ソヴェト刑法』（1958年）と『増補ソヴェト刑法－その本質と課題』（1972年）を刊行された。ここでは、それぞれ刊行年の順に「前書」と「後書」と略記する。

前書は、先生の処女著作にあたる論文集である。後書は、前書が刊行されておよそ15年後を経過して、その間のソヴェト刑法の動向をフォローして改めて刊行された増補版である。後書の内容構成は次の通りである。前書および後書は、現在入手が困難であることを配慮して、忠実に内容構成をあげておこう。

### 第一章 ソヴェト刑法の四〇年

- 1. 序説
- 2. 刑事立法発展の基本問題
- 3. 犯罪論の基本問題
- 4. 刑罰論の基本的問題
- 5. 結語

#### 補論（1）ソヴェト刑法のその後の発展

第二章 刑事責任と意思自由に関する理論の歴史的概観－資本主義および社会主義刑法理論の方法論的本質の解明のために－

- 1. 序説
- 2. ブルジョア刑法における刑事責任と意思の自由
  - 〈I〉産業資本主義時代の理論－旧派理論
  - 〈II〉帝国主義時代の理論
    - (1) 新派理論
    - (2) 規範学派（規範的責任論）
    - (3) この期の意思自由論
    - (4) 人格責任論
    - (5) 目的的行为論

### 3. ソヴェト刑法における刑事責任と意思の自由

#### 4. 結語

#### 補論（2）意思自由論のその後の展開

第三章 ソヴェト刑法における未遂－犯罪および犯人の社会的危険性を中心として－

#### 1. 序説

2. 実定法規定の歴史
3. 予備・未遂の本質とその可罰性の根拠
4. 犯罪遂行の各段階
  - 〈I〉故意の発現
  - 〈II〉既遂
  - 〈III〉予備
  - 〈IV〉未遂
5. 不能犯
6. 中止犯
7. ブルジョア未遂論の批判
8. 結語

補論（3）ソビエト未遂論のその後の展開

#### 第四章 第二〇回党大会とソビエト刑事法理論

1. 序説
2. 刑法に関する問題
  - 〈I〉責任の問題
  - 〈II〉共犯の問題
  - 〈III〉類推の問題
  - 〈IV〉刑罰の問題
3. 刑事訴訟法に関する問題
  - 〈I〉実体的真実の意義に関する問題
  - 〈II〉自白に関する問題
  - 〈III〉挙証責任の問題
4. 結語

補論（4）第二一・二二・二三・二四回党大会とソビエト刑法理論

このように後書には、それぞれの章に全部で四つからなる「補論」が付けられている。また先生は、自身の研究課題をより鮮明に示す意味でも、「その本質と課題」を副題として掲げられた。これは、先生がソビエト刑法研究を志した際に抱いていた、具体的には刑事責任の本質にかかわる、次のような問題意識から始まる。それは、「著者の研究の最初の出発点と課題は、刑事責任の基礎づけにおける新旧学派のアプローチの相異を意思自由に関する理論の歴史の変遷の中から探ろうとする」<sup>(1)</sup> 試みである。

それは、ブルジョア社会から社会主義社会の発展形式であり、その社会的転換である。中山先生はその転換のなかでやや楽観的に「人間の歴史がより人間的なものへの発展であるとの素朴な観点から」「ブルジョア社会が提起した人間的な（進歩的な）刑法諸原則との関連において、その実質化と発展のあらわれを、ソヴェト刑法の実定法規定とその理論構成の中に発見しようとして見て見た」<sup>(2)</sup>。先生の問題意識はここから始まり、「発見」することにソビエト刑法研究に先

生の意欲を感じる。しかし、多くの刑法文献を読み、その研究を続けていくなかで、「通説的な、きれいに整理された形での、極めて楽観主義的な説明があるのみで」<sup>(3)</sup> あった。確かに、制度の実質化が問われる場合には、例えば犯罪統計の公表や犯罪の実態の解明などの実証的な研究が不可欠であることは当然の課題であった。

## 注

- (1) 中山研一『増補 ソビエト刑法』（「増補版への序文」1頁）
- (2) 中山研一『ソヴェト刑法』（「はしがき」2-3頁）
- (3) 同上書 3頁

### 3. 『ソビエト法概論・刑法』（1966年）について

本書は、中山先生によるソビエト刑法（立法・学説）についての史的展開およびソビエト刑法の現状を俯瞰した書であり、1964年から65年にかけて執筆されたものがベースになっている<sup>(1)</sup>。本書の構成について、先生は次のように述べている。少し長いが、引用する。

「本書の構成にふれると、それは、ソビエトの刑法の内容に入るための前提として、まず第一に、マルクス・エンゲルスによって代表される古典的マルクス主義が『刑法』、『犯罪』、『刑罰』といった問題について、これをどのように考えていたかを問題とし、次にマルクス主義の立場から見てブルジョア刑法がどのように本質規定され批判されているかという点の考察から出発する。そして次に、ソビエト刑法の内容に入り、まずこれまでのソビエト刑法の発展の歴史を各時代ごとに概観した後、最後に現時点におけるソビエト刑法の一般的特徴と現行ソビエト刑事立法の内容の解釈論的考察を加える。そして以上の考察の中から、ブルジョア刑法のそれと対比しうようなソビエト刑法の基本理念を解明することが本書の課題である。」<sup>(2)</sup>

本書は、このように課題を考察し、先生がいままで研究されてきたソビエト刑法の成果を総括し、整理したものであるとされる。しかし、ソビエト刑法研究の道を歩む先生には、絶えず厳しい困難が立ちはだかった。そのことも、先生は、率直に次のように吐露されている。

「ソビエト法の研究には種々の困難がつきまとっている。一方でマルクス主義とその法哲学に対する基本的理解が要求されると共に、他方でソビエト法を生み出すところの現実的な政治過程に対する深い洞察が要求される。ところがこの両方ともわたくしには荷の重い分野であり、わたくしとしては、かろうじて、当面与えられているソビエトの刑事立法とそれを支える刑法理論ないし刑法思想の変遷過程の解明を通じて、少しでも上述の困難な問題に向ってアプローチしたいと考えている。本書の中心的部分をなすのは、ソビエトの刑事立法および刑法思想の歴史の変遷とその意味の考察に他ならないのであり、その点がまた本書の限界でもあるということになるであろう。」<sup>(3)</sup>

ところで、本書が刊行された1960年代の政治状況と刑法学のかかわりについて少し触れておこう。この時期は、ソビエトの指導体制がフルシチョフからブレジネフへの体制転換がなされたものの、政治的には現状維持であり、新たな展望を描き得ない停滞の時期であった。この時期につ

いて、先生は次のように総括されている。「刑法学が最も有効な犯罪闘争と犯罪予防に役立つなければならないという要請から、ドグマティカルな法律規範論に代わって、いわゆる『犯罪学』・『行刑学』の研究の必要性和、その方向への方法論的な転換のあり方が模索されていたという事実に注目しなければならない」<sup>(4)</sup>。先生は、この動きを「刑法の科学化と経験的な機能主義的方法の台頭という形で、日本を含む資本主義国にも現れていた動向に対応していたものとして興味をひくものがあった。」<sup>(5)</sup>と、評価され、さらに次のように述べられている。「復活台頭してきた『犯罪学』が刑法規範学とどのような関係にあるべきか、その間の相互的な影響のあり方、犯罪構成要件論における合法性の保障と犯罪原因論と対策論における合目的性との関係、犯人の人格研究と責任との関係など、内容的にも興味ある問題が含まれていたのである。刑法の形式的な保障原則とそれを支える実質的な社会・政治的な内容との関係が、かなり自覚的に展開されていた点は、今日でも参照に値するものといえよう。」<sup>(6)</sup>

しかし一方で、先生は、犯罪の実態研究に不可欠な情報である犯罪統計の未公表状態への不信につながっていく。次のように述べられている。「1929年までは公表されていた犯罪統計は、その後は一切公表されず、スターリン批判を経て犯罪学が復活台頭した時期になっても、依然として秘匿されたままであった。具体的なデータを欠く犯罪学は、ドグマティカルな刑法規範学よりも、さらに無内容で精彩のないものにならざるを得なかったのである。」<sup>(7)</sup>

## 注

(1) 『ソビエト法概論・刑法』（有信堂・1966年）「はしがき」より

(2) 同上書

本書の章別構成は以下の通りである。

「第一章 古典的マルクス主義と刑法

第一章 ブルジョア刑法および刑法学に対する批判

第二章 ソビエト刑法の成立と発展

第三章 現行のソビエト刑法

文献目録

索引」

(3) 同上書

(4) 「私の社会主義刑法研究—一つの総括と反省—」（『京都大学法学部百周年記念論文集』第2巻410頁）

(5) 同上論文

(6) 同上論文410—411頁

## 3. その他の研究業績について

(1) 『因果関係—社会主義刑法を中心にして—』（1967年）について

上記した前三書がソビエト刑法の紹介または比較法的分析に力が注がれていた。これに対して、本書は「因果関係」という刑法における重要な制度についてわが国の刑法学におけるそれとの関

連性を追求した意欲的な試みである。本書の内容構成がソビエトおよびその他の社会主義刑法における記述とのバランスを欠くものであることは、わが国の学界にこれらの詳細が伝わって来ない状況のなかでの比較である以上やむを得ないことである。その点について、中山先生は次のように述べている。「社会主義刑法における因果関係論の現状分析を通じてこれまでの因果関係論に批判的にアプローチすることによって、その問題性を明らかにしようとするものである。」<sup>(1)</sup>

また「本書はわたくしがこれまでささやかながら続けてきた社会主義刑法研究の成果に一步を加えることを意味すると思われる。」<sup>(2)</sup>

前述したように、こうした先生の問題意識はいままでのソビエト刑法および社会主義刑法研究の紹介といういわゆる地ならしから、本書によって、ソビエト刑法研究が特にわが国の刑法学界との議論を可能とするレベルにまで到達したことを示した試みである。先生によれば、それは「体制をこえた比較法的研究」として新たな比較法研究への先駆的な研究である。先生は次のように述べている。「資本主義法と社会主義法の比較については、とくにその方法論が問題とされねばならず、当然のことながらその限界と留保の側面を考慮しなければならない。それは一言でいえば、体制の質的相違の側面と個々の法制度の量的類似の側面の弁証法的関連としてあらわれろというべきであろう。」<sup>(3)</sup> さらに、「本書では、刑法における因果関係という共通の問題についての可能な量的比較を前提として、その中に存在する質的相違の側面を方法論的な異同に、つまり因果律に対する哲学的概念の中に求めようとした。その意図は必ずしも成功せず、平板な比較にとどまっている部分も多いと思われるが、因果関係論の『歴史的な』検討という問題意識だけはもち続けたつもりである。」<sup>(4)</sup>

中山先生が新たに開拓されようとした「体制をこえた比較法（刑法）的研究」の一例として、因果関係の制度と理論の比較法的研究の試みがあった。同様の試みは、これ以外にも意思自由の問題、未遂の問題、共犯の問題などにも及んだ。先生は、1950年代後半から60年代や70年代にかけて、このような試みに没頭されてきた。しかし、資本主義刑法のそれと比較した場合に、一般的に資本主義社会の方法論的多様さに比して社会主義社会の理論は方法論的に単一であったこと<sup>(5)</sup>、ソビエトをはじめ社会主義刑法が現状肯定的であり楽観主義的な叙述の繰り返しに終始し、資本主義刑法への批判的なインパクトを与える力をすでに失ってきた<sup>(6)</sup> ことなどから、先生の関心は薄れてきた。「私の研究の重点とその主要な関心は、すでにわが国の刑法解釈論とその実践的な応用問題（脳死・移植問題やピラ貼り問題など）の方に移っており、この分野での仕事は少なくなってきた。」<sup>(7)</sup>

## 注

(1) 中山研一『因果関係』（「はしがき」1頁 有斐閣）

(2) 同上書「はしがき」2頁

(3) 同上書

(4) 同上書「はしがき」2-3頁

(5) 中山研一「私の社会主義刑法研究—一つの総括と反省—」（『京都大学法学部百周年記念論文集』第2巻406頁参照）

(6) 同上書404頁

(7) 同上書415頁

## (2) 『刑法総論』(1982年)

1980年代に入って、中山先生は、体系書『刑法総論』を上梓された。本書は、中山先生による初めての刑法体系書である。本書のなかでソビエトをはじめとする社会主義刑法研究の成果は、刑法の歴史と思想の箇所にわずかな記述にとどまっているが、先生による刑法思想史の一端を見てとることができる。例えば、そのことは、ソビエト刑法が関心を寄せていた啓蒙主義刑法思想の記述にみられている。「ソ連・東ドイツなど、社会主義国の側からの啓蒙主義刑法思想への関心は非常に高い」<sup>(1)</sup>。このような傾向について、さらに先生は、次のように述べている。「啓蒙主義の法思想には、自然的思考と感覚的唯物論の志向とが存在していたといつてよいが、この二つの方向は、結論において、自由・平等・安全および所有を唯一の生得人権および自然的理性の命令と見なす考え方に統一されて行った。それは、パシュカーニスやピオントコフスキーによって分析されたところの、近代的な資本主義的商品生産とその等価交換のシステムを『事物の本性』として反映するものであったといえるであろう」<sup>(2)</sup>。ソ連で刊行された刑法学者による初めての合同執筆である『刑法総論』(1948年版)以来、啓蒙主義思想に対するこのような傾向は基本的に変わっていない。

中山先生は、この『刑法総論』教科書のなかで、ソ連刑法思想がナチス刑法思想と同列に論じられることを批判して、次のように総括される。「ソ連においても、ブルジョア自由主義を否定した集団主義の刑法が目指されたが、ここではむしろ、唯物論的・合理的な観点から、応報刑論を排した一元的な目的刑論の徹底化が志向されたのである。罪刑法定主義の否定をはじめとする犯罪論の主観主義的傾向はナチスの動きと見合うものであるが、刑罰論における教育刑と処分一元論の志向はむしろ新派をより徹底しようとするものであったといつてよく、ナチスとは異なるのである。もっとも、1920年代のソ連刑法の性格については、ソ連内部においても鋭い見解の対立とはげしい論争が展開されていたのであり、これを一律に論ずることは危険である。しかも、1930年代における転換によって刑罰と処分の二元主義が復活し、応報と一般予防論が台頭するとともに、法的安定の側面も要請され、それが最終的に罪刑法定主義の確認にまでいたったこと(1958年)にも注目しなければならない。」<sup>(3)</sup>

中山先生は、このように『刑法総論』教科書において、いわゆる「歴史と理論」分野のなかで、ソビエト刑法について先生が蓄積してきたソビエト刑法研究の成果をいくつか披露し、いくつかの課題を示している。しかし、そこに当てられたスペースは全体からみればわずかであり、先生の苦悩を見て取ることができる。

## 注

(1) 中山研一『刑法総論』(1982年 成文堂 22頁参照)

ソ連の刑法学者が、啓蒙主義刑法思想に関心を寄せていた証として、1930年-40年代にベッカリーアをはじめとしてヴォルテール、マラー、ホンメル、ベンサムらを研究対象とした研究が知られている。こ



うしたソビエト時代における啓蒙刑法思想の評価について、先生は次のように述べている。「マルクス主義の観点からは、ベッカリーアが犯罪を悪しき意思の結果ではなく、社会的条件の産物と考えていたことともに、私的な所有の擁護者ではなく、「…かかる三重にも呪うべき中世およびこの『神聖な私的所有』に対する呪われた『尊敬』（レーニン）をもたなかったという点が積極的に評価されているのが注目される。」<sup>(4)</sup>

(2) 同上書22頁

(3) 同上書31頁

(4) 同上書21頁

### (3) 社会主義体制論

上に見たように、中山先生は、本稿でも度々利用しているように、自身のソビエト刑法・社会主義刑法の研究総括として、「私の社会主義刑法研究—一つの総括と反省—」（1999年）を書かれている。ソビエト刑法は当初、労働者・農民の法（刑法も同様）という視点にもとづいた階級原理を明確に打ち出したことによって、刑法がもつその意義を明確に定義することができると考えた。しかしその後、このような階級原理は「抽象化と希薄化」されてきた<sup>(1)</sup>。1991年のソ連崩壊後に制定された新刑法では、「刑法における社会主義的原則といわれたものは、階級的観点の放棄とイデオロギー的ドグマからの脱却によって、その社会主義的な性格を失い、体制の資本主義化によって、全面的に清算され、ブルジョア刑法の原則に合流することになった」<sup>(2)</sup>。中山先生は、このような分析からさらに鋭く次のように述べられる。「ソ連は『社会主義』国家を標榜したものの、刑法の階級性や社会主義的性格を形式的に宣言したにとどまり」、「社会主義的な『原則』によって『現実』の矛盾を正当化するために、刑法の階級性やイデオロギー性というテーゼが『濫用』されたといつてよいだろう」<sup>(3)</sup>。

さらに次のようにも述べている。「1980年の末期から東欧とソ連で相次いで危機的状况に陥り、ドミノ現象のような形で脆くも崩れ落ちたという歴史的事実である」<sup>(4)</sup>。中山先生は、このような事実に対して、「その克服と再生」が上手くいかなかったことに対する懸念を指摘した。さらに中山先生は、上手くいかなかったことの要因として、「政治的分野では共産党の一方独裁が発展を阻み、経済的には市場原理の過小評価が計画の効率的な遂行を妨げ、粗野な兵營的社会主義を生み出す結果ともなった。」<sup>(5)</sup>と論じている。

最後に、中山先生はソ連が崩壊したという事実についての疑問を次のように吐露されている。「私の素朴で最大の疑問は、働く庶民の利益を代弁しこれに奉仕するはずの共産党などの勤労者政党が、ソ連でも東欧でもなぜこの基本的な使命に反し、かえって一つの『特権的な集団』に成り果てたのかという点にある」<sup>(6)</sup>。中山先生のこの疑問については、私もモスクワ留学の経験があり、その問題意識を共有することができる。先生は、「下からの批判」の台頭、例えば先進資本主義国のオンブズマン活動などを念頭におかれている。しかし、ロシアは70年に及ぶ社会主義体制を経験したが、その前には皇帝が君臨した封建社会であった。すなわちロシアには資本主義社会の経験がない。それとともに自由を享受した経験もなく、人権意識も希薄である。「社会主義の体制は、働く庶民の利益の擁護を目指すものであり、党や政府にはその現実的な可能性が

与えられていたにもかかわらず、その信頼と期待を裏切った責任は限りなく重い。権威主義に安住した『不勉強』の積み重ねを真剣に反省すべきであろう<sup>(7)</sup>。このように中山先生は反省の弁を述べておられるが、先生のソビエト刑法や社会主義刑法研究が終わりをむかえるのでは決してない。むしろそのような問題性があるにもかかわらず、この分野の研究成果を積み上げられ、土台をつくり上げられた中山先生に追悼の念を表す。

## 注

- (1) 上田寛「第1章 マルクス主義と刑法－刑法における階級性原理の問題を中心に－」（上田寛・上野達彦共著『未完の刑法－ソビエト刑法とは何であったのか－』（成文堂・2008年）所収12頁。
- (2) 中山研一「私の社会主義刑法研究－一つの総括と反省－」（『京都大学法学部百周年記念論文集』第2巻420頁
- (3) 同上論文421頁
- (4) 同上論文422－423頁
- (5) 同上論文423頁
- (6) 同上論文423頁
- (7) 同上論文423頁

## 5. おわりに代えて

中山先生は、その生涯において膨大な数の業績を遺している。その全体像を整理することもなかなか容易ではない。本稿では、先生のソビエト刑法研究、その発展である社会主義刑法研究にわずかな焦点をあてて見たに過ぎない。もっとも、これらの研究は、先生が研究を始められた初期におおむね偏っている<sup>(1)</sup>。それは、先生がソビエト刑法および社会主義刑法に理論的展望をもっていたからこそ、あえて困難なばらの道に突き進んでいったからに相違ない。私は、中山先生によるソビエト刑法研究および社会主義刑法研究の積み重ねられた「峰の頂への道」がなければ、そこに登ることも適わぬことだったと思う。ロシアはわが国の隣国であり、政治・経済、文化の分野での交流や市民間の往来が頻繁になされている。体制の異なりは研究の阻害要件にはなりえない。中山先生の研究業績は、後に続く研究者への羅針盤ともなり得る。私たちにとって貴重な財産といえる。これから研究を志す人々にとって、もはやロシアは社会主義ではなく、資本主義－市場経済体制をめざす国ではあるが、かつて社会主義体制を経験した国であるという問題意識のなかで刑法や犯罪学に向き合って欲しい。その意味で私は、中山先生が遺された研究業績に大きな価値を見いだすのである。われわれ後進の者が中山刑法学から学ぶことは、不屈の努力から滲みだした力強い研究姿勢であり、豊富で鋭い問題意識から放たれる研究対象への取り組みへの姿勢である。

最後になるが、中山先生の思想的立ち位置について、斎藤豊治教授が興味深い次のような指摘をされている。「異論もあろうが、大まかに言えば、宮内刑法学の主たる側面はマルクス主義の刑法学であり、中山先生のそれは民主主義の刑法学であるという仕分けが可能であるように思わ

れる。」<sup>(2)</sup>

関西刑法学史に並び立つ宮内裕先生と中山研一先生との立場の微妙な異なりを指摘された斎藤教授の指摘として傾聴に値する。中山先生自身の言のなかにも、次のような指摘がある。「わたくしの基本的立場は、日本の刑法についていえば、何よりも日本国『憲法』をよりどころとして、いかにして民主的な刑法学を樹立するかという点にある。現代日本の刑法および刑法学は、まさに現代日本のおかれている政治状況を多かれ少なかれ反映している。刑事立法も刑法理論戦線の状況もますます複雑化する傾向にある。この際、憲法の原則に照らして、ブルジョア刑法の基本原則とその意味を歴史的に明らかにし、これを貫徹するための学問的・実践的努力が何よりも必要と考えられる。そしてまさにこのようなアプローチのために、社会主義刑法の原則と経験が一つの歴史的な指標として、ますます大きな比重を占めるであろうことは疑いないと思われるのである」<sup>(3)</sup>。

中山先生は、このような立場を明らかにされながら、研究者は何のために学問と向き合うのか、国民を国の真の担い手として位置づける民主的な仕組みをどのように構築するか、などの方法を提示された。もっとも、『ソビエト法概論・刑法』が発刊されたのは1966年であり、モデルとされたソビエトははじめ社会主義諸国にそれなりに存在感があった時期であった。このため現状とは直截的に合わない部分もある。しかしながら中山先生は、その思想的立場を「日本国憲法・民主主義」に置かれ、これを実現するためにさまざまな著作・論文を発表されてこられた。その意義は大きく、深い。その方法は、いまなお現代的な意味を失っていない。

中山研一先生がソビエト刑法・社会主義刑法研究の困難さに立ち向かいながら、これと格闘されてきた。それは、私たち後進の者にとってまさに開拓者であり、先達である。

## 注

- (1) 中山研一『一定刻主義者の歩み』(1987年)の巻末に博士の手になる「業績目録」が収録されている。
- (2) 「中山研一先生を偲ぶ」文集刊行委員会編著『定刻主義者逝く』(成文堂・2012年)100頁。
- (3) 中山研一『ソビエト法概論・刑法』「はしがき」(有信堂・1966年)

追記：本稿は、すでに提出済みの拙論「中山研一博士のソビエト刑法研究をふりかえって」(『犯罪と刑罰』第22号・2012年8月に掲載予定)を下敷きにして書かれたものである(2012年初夏に脱稿)。そのために多くの重なりがある。中山先生が逝去されてまだ一年と経っていない時間のなかで、私自身そのことを客観的にとらえることができないでいることも事実である。それ故、私は、まったく異なった追悼論文を書くことはできなかった。上記した重なりについてはご容赦いただくほかない(2013年1月初校)。